

前回（平成 29 年度第 2 回青森県障害者施策推進協議会）からの主な記載等の変更点

第 3 回協議会（3 / 19） 原案	第 2 回協議会（12 / 21）時 素案	変更理由																																																																																																																										
<p>I はじめに 【P 4】 3 計画の性格と位置付け ・障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づき策定している「第 3 次青森県障害者計画」の「生活支援の充実」の事項に掲げられている障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画</p> <p>II 障害保健福祉の現状と課題 【P11~12】 3 障害者総合支援法・児童福祉法における障害福祉サービス等の体系 【サービスの種類】</p> <table border="1" data-bbox="255 741 1121 1936"> <tr> <td rowspan="5">介 護 系</td> <td>訪問</td> <td>居宅介護（ホームヘルプ）</td> <td>自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">給 付</td> <td>重度訪問介護</td> <td>重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。</td> </tr> <tr> <td>同行援護</td> <td>視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。</td> </tr> <tr> <td>行動援護</td> <td>自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>重度障害者等包括支援</td> <td>介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日 中 活 動 系</td> <td>短期入所（ショートステイ）</td> <td>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</td> </tr> <tr> <td>療養介護</td> <td>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">訓 練 等 給 付</td> <td rowspan="4">日 中 活 動 系</td> <td>自立訓練（機能訓練・生活訓練）</td> <td>自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援</td> <td>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援（A 型=雇用型、B 型=非雇用型）</td> <td>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</td> </tr> <tr> <td>就労定着支援（H30.4 から）</td> <td>就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>居 住 系</td> <td>自立生活援助（H30.4 から）</td> <td>施設入所支援を利用していた者等に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行います。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">相 談 支 援 事 業</td> <td rowspan="3">居 住 系</td> <td>共同生活援助（グループホーム）</td> <td>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</td> </tr> <tr> <td>計画相談支援</td> <td>障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス利用計画の作成・モニタリングを行います。</td> </tr> <tr> <td>地域移行支援</td> <td>施設や精神科病院に入所（院）している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行います。</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">児 童 福 祉 法 に 基 づく サ ー ビ ス</td> <td rowspan="9">居 住 系</td> <td>地域定着支援</td> <td>地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し必要に応じた相談を行います。</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援</td> <td>未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。</td> </tr> <tr> <td>医療型児童発達支援</td> <td>上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービス</td> <td>就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動などを行います。</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型児童発達支援（H30.4 から）</td> <td>重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>保育所等訪問支援</td> <td>保育所などに通う障害児に対し、施設を訪問し集団生活への適応のための支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>医療型障害児入所支援</td> <td>障害をもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</td> </tr> <tr> <td>福祉型障害児入所支援</td> <td>障害をもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。</td> </tr> <tr> <td>障害児通所支援</td> <td>障害児通所支援を利用する障害児の障害児支援利用計画の作成・モニタリングを行います。</td> </tr> </table>	介 護 系	訪問	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	給 付	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。	日 中 活 動 系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	訓 練 等 給 付	日 中 活 動 系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労継続支援（A 型=雇用型、B 型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労定着支援（H30.4 から）	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	居 住 系	自立生活援助（H30.4 から）	施設入所支援を利用していた者等に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行います。	相 談 支 援 事 業	居 住 系	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	計画相談支援	障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス利用計画の作成・モニタリングを行います。	地域移行支援	施設や精神科病院に入所（院）している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行います。	児 童 福 祉 法 に 基 づく サ ー ビ ス	居 住 系	地域定着支援	地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し必要に応じた相談を行います。	児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。	放課後等デイサービス	就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動などを行います。	居宅訪問型児童発達支援（H30.4 から）	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。	保育所等訪問支援	保育所などに通う障害児に対し、施設を訪問し集団生活への適応のための支援を行います。	医療型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	福祉型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。	障害児通所支援	障害児通所支援を利用する障害児の障害児支援利用計画の作成・モニタリングを行います。	<p>I はじめに 【P 4】 3 計画の性格と位置付け ・障害者基本計画第 11 条第 2 項の規定に基づき策定している「第 3 次青森県障害者計画」の「生活支援の充実」の事項に掲げられている障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画</p> <p>II 障害保健福祉の現状と課題 【P11~12】 3 障害者総合支援法・児童福祉法における障害福祉サービス等の体系 【サービスの種類】</p> <table border="1" data-bbox="1359 741 2226 1936"> <tr> <td rowspan="5">介 護 系</td> <td>訪問</td> <td>居宅介護（ホームヘルプ）</td> <td>自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">給 付</td> <td>重度訪問介護</td> <td>重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。</td> </tr> <tr> <td>同行援護</td> <td>視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。</td> </tr> <tr> <td>行動援護</td> <td>自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>重度障害者等包括支援</td> <td>介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日 中 活 動 系</td> <td>短期入所（ショートステイ）</td> <td>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</td> </tr> <tr> <td>療養介護</td> <td>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">訓 練 等 給 付</td> <td rowspan="4">日 中 活 動 系</td> <td>自立訓練（機能訓練・生活訓練）</td> <td>自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援</td> <td>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援（A 型=雇用型、B 型=非雇用型）</td> <td>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</td> </tr> <tr> <td>就労定着支援（H30.4 から）</td> <td>就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>居 住 系</td> <td>自立生活援助（H30.4 から）</td> <td>施設入所支援を利用していた者等に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行います。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">相 談 支 援 事 業</td> <td rowspan="3">居 住 系</td> <td>共同生活援助（グループホーム）</td> <td>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</td> </tr> <tr> <td>計画相談支援</td> <td>障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス利用計画の作成・モニタリングを行います。</td> </tr> <tr> <td>地域移行支援</td> <td>施設や精神科病院に入所（院）している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行います。</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">児 童 福 祉 法 に 基 づく サ ー ビ ス</td> <td rowspan="9">居 住 系</td> <td>地域定着支援</td> <td>地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し必要に応じた相談を行います。</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援</td> <td>未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。</td> </tr> <tr> <td>医療型児童発達支援</td> <td>上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービス</td> <td>就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動などを行います。</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型児童発達支援（H30.4 から）</td> <td>重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>保育所等訪問支援</td> <td>保育所などに通う障害児に対し、施設を訪問し集団生活への適応のための支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>医療型障害児入所支援</td> <td>障害をもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</td> </tr> <tr> <td>福祉型障害児入所支援</td> <td>障害をもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。</td> </tr> <tr> <td>障害児通所支援</td> <td>障害児通所支援を利用する障害児の障害児支援利用計画の作成・モニタリングを行います。</td> </tr> </table>	介 護 系	訪問	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	給 付	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。	日 中 活 動 系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	訓 練 等 給 付	日 中 活 動 系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労継続支援（A 型=雇用型、B 型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労定着支援（H30.4 から）	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	居 住 系	自立生活援助（H30.4 から）	施設入所支援を利用していた者等に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行います。	相 談 支 援 事 業	居 住 系	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	計画相談支援	障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス利用計画の作成・モニタリングを行います。	地域移行支援	施設や精神科病院に入所（院）している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行います。	児 童 福 祉 法 に 基 づく サ ー ビ ス	居 住 系	地域定着支援	地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し必要に応じた相談を行います。	児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。	放課後等デイサービス	就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動などを行います。	居宅訪問型児童発達支援（H30.4 から）	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。	保育所等訪問支援	保育所などに通う障害児に対し、施設を訪問し集団生活への適応のための支援を行います。	医療型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	福祉型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。	障害児通所支援	障害児通所支援を利用する障害児の障害児支援利用計画の作成・モニタリングを行います。	<p>・記載内容を整理</p> <p>・国の基本指針に基づき修正</p>
介 護 系		訪問	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。																																																																																																																								
		給 付	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。																																																																																																																								
			同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。																																																																																																																								
			行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。																																																																																																																								
	重度障害者等包括支援		介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。																																																																																																																									
日 中 活 動 系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。																																																																																																																										
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。																																																																																																																										
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。																																																																																																																										
訓 練 等 給 付	日 中 活 動 系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。																																																																																																																									
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。																																																																																																																									
		就労継続支援（A 型=雇用型、B 型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。																																																																																																																									
		就労定着支援（H30.4 から）	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。																																																																																																																									
	居 住 系	自立生活援助（H30.4 から）	施設入所支援を利用していた者等に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行います。																																																																																																																									
相 談 支 援 事 業	居 住 系	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。																																																																																																																									
		計画相談支援	障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス利用計画の作成・モニタリングを行います。																																																																																																																									
		地域移行支援	施設や精神科病院に入所（院）している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行います。																																																																																																																									
児 童 福 祉 法 に 基 づく サ ー ビ ス	居 住 系	地域定着支援	地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し必要に応じた相談を行います。																																																																																																																									
		児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。																																																																																																																									
		医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。																																																																																																																									
		放課後等デイサービス	就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動などを行います。																																																																																																																									
		居宅訪問型児童発達支援（H30.4 から）	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。																																																																																																																									
		保育所等訪問支援	保育所などに通う障害児に対し、施設を訪問し集団生活への適応のための支援を行います。																																																																																																																									
		医療型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。																																																																																																																									
		福祉型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。																																																																																																																									
		障害児通所支援	障害児通所支援を利用する障害児の障害児支援利用計画の作成・モニタリングを行います。																																																																																																																									
介 護 系	訪問	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。																																																																																																																									
	給 付	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。																																																																																																																									
		同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。																																																																																																																									
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。																																																																																																																									
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。																																																																																																																									
日 中 活 動 系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。																																																																																																																										
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。																																																																																																																										
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。																																																																																																																										
訓 練 等 給 付	日 中 活 動 系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。																																																																																																																									
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。																																																																																																																									
		就労継続支援（A 型=雇用型、B 型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。																																																																																																																									
		就労定着支援（H30.4 から）	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。																																																																																																																									
	居 住 系	自立生活援助（H30.4 から）	施設入所支援を利用していた者等に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行います。																																																																																																																									
相 談 支 援 事 業	居 住 系	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。																																																																																																																									
		計画相談支援	障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス利用計画の作成・モニタリングを行います。																																																																																																																									
		地域移行支援	施設や精神科病院に入所（院）している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行います。																																																																																																																									
児 童 福 祉 法 に 基 づく サ ー ビ ス	居 住 系	地域定着支援	地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し必要に応じた相談を行います。																																																																																																																									
		児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。																																																																																																																									
		医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。																																																																																																																									
		放課後等デイサービス	就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動などを行います。																																																																																																																									
		居宅訪問型児童発達支援（H30.4 から）	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。																																																																																																																									
		保育所等訪問支援	保育所などに通う障害児に対し、施設を訪問し集団生活への適応のための支援を行います。																																																																																																																									
		医療型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。																																																																																																																									
		福祉型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。																																																																																																																									
		障害児通所支援	障害児通所支援を利用する障害児の障害児支援利用計画の作成・モニタリングを行います。																																																																																																																									

第3回協議会（3/19） 原案

【P14~23】

5 第4期計画の指定障害福祉サービス等の進捗状況

(2) 指定障害福祉サービス等の圏域ごとの状況

⑥ 就労継続支援（A型）事業 (単位:人日)

圏域	27年度	28年度	29年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	5,665	6,318	8,119	7,929	26.1	97.7%
津軽	4,469	5,766	3,235	5,994	21.0	185.3%
八戸	4,300	4,641	3,129	4,955	15.6	158.4%
西北五	3,232	3,594	3,120	3,727	29.3	119.5%
下北	652	663	1,051	612	8.5	58.2%
上十三	1,146	1,285	1,436	1,323	7.7	92.1%
計	19,464	22,267	20,090	24,540	19.2	122.2%
人数置換	1,081人	1,237人	1,116人	1,363人		

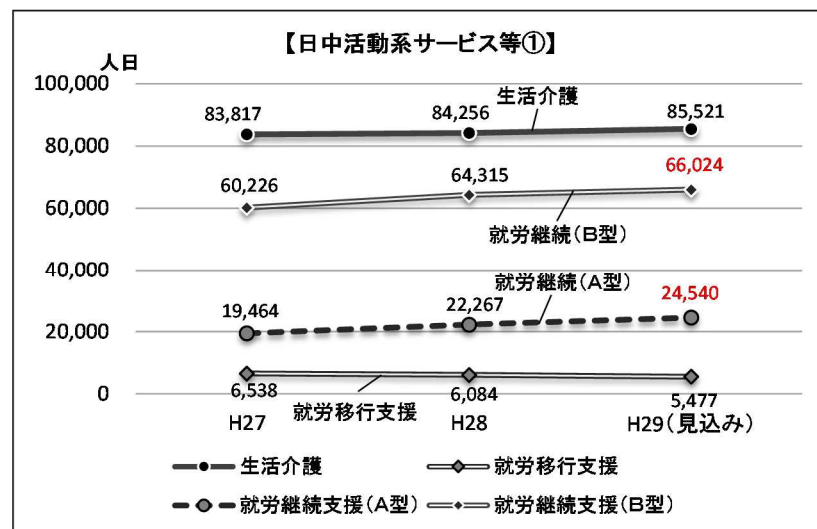
※ 人数は1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑦ 就労継続支援（B型）事業 (単位:人日)

圏域	27年度	28年度	29年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	11,081	12,147	19,251	12,673	41.7	65.8%
津軽	11,197	11,661	10,019	11,479	40.1	114.6%
八戸	16,631	18,444	16,388	18,785	59.1	114.6%
西北五	7,044	7,423	7,226	7,688	60.5	106.4%
下北	3,430	3,594	4,007	4,156	57.7	103.7%
上十三	10,843	11,046	10,957	11,243	65.4	102.6%
計	60,226	64,315	67,848	66,024	51.6	97.3%
人数置換	3,346人	3,573人	3,769人	3,668人		

※ 人数は1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

～（途中 文略）～



第2回協議会（12/21）時 素案

【P14~23】

5 第4期計画の指定障害福祉サービス等の進捗状況

(2) 指定障害福祉サービス等の圏域ごとの状況

⑥ 就労継続支援（A型）事業 (単位:人日)

圏域	27年度	28年度	29年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	5,665	6,318	8,119	7,929	26.1	97.7%
津軽	4,469	5,766	3,235	5,834	20.4	180.3%
八戸	4,300	4,641	3,129	4,955	15.6	158.4%
西北五	3,232	3,594	3,120	3,727	29.3	119.5%
下北	652	663	1,051	612	8.5	58.2%
上十三	1,146	1,285	1,436	1,323	7.7	92.1%
計	19,464	22,267	20,090	24,380	19.1	121.4%
人数置換	1,081人	1,237人	1,116人	1,354人		

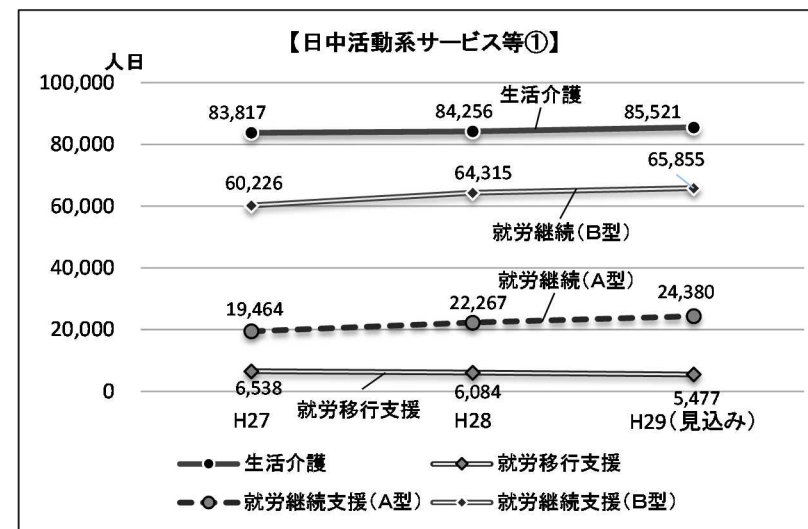
※ 人数は1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑦ 就労継続支援（B型）事業 (単位:人日)

圏域	27年度	28年度	29年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	11,081	12,147	19,251	12,673	41.7	65.8%
津軽	11,197	11,661	10,019	11,310	39.5	112.9%
八戸	16,631	18,444	16,388	18,785	59.1	114.6%
西北五	7,044	7,423	7,226	7,688	60.5	106.4%
下北	3,430	3,594	4,007	4,156	57.7	103.7%
上十三	10,843	11,046	10,957	11,243	65.4	102.6%
計	60,226	64,315	67,848	65,855	51.5	97.1%
人数置換	3,346人	3,573人	3,769人	3,659人		

※ 人数は1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

～（途中 文略）～



・市町村の見込み見直しに伴う修正

・市町村の見込み見直しに伴う修正

・市町村の見込み見直しに伴う修正

第3回協議会（3/19） 原案

Ⅲ 成果目標と推進方策
【P31】
1 計画の全体イメージ

Ⅲ 成果目標と推進方策
1 計画の全体イメージ



～（途中 文略）～

【P34～35】

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(1) 成果目標

- ④ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）
目標値：平成32年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については84%以上、入院後1年時点の退院率については90%以上

【P36～37】

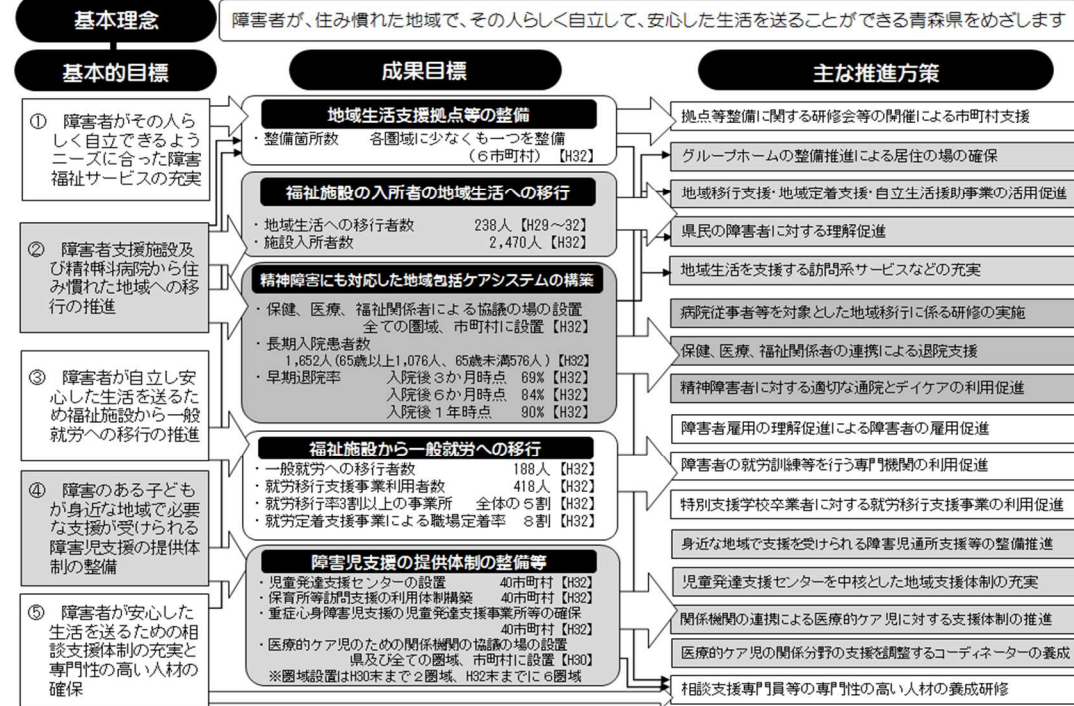
5 福祉施設から一般就労への移行等
(1) 成果目標

- ③ 就労移行支援事業所の就労移行率
目標値：平成32年度における就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
- ④ 就労定着支援事業の職場定着率
目標値：平成32年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上

第2回協議会（12/21）時 素案

Ⅲ 成果目標と推進方策
【P31】
1 計画の全体イメージ

Ⅲ 成果目標と推進方策
1 計画の全体イメージ



～（途中 文略）～

【P34～35】

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(1) 成果目標

- ④ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）
目標値：平成32年度における入院後3か月時点の退院率については69%、入院後6か月時点の退院率については84%、入院後1年時点の退院率については90%

【P36～37】

5 福祉施設から一般就労への移行等
(1) 成果目標

- ③ 就労移行支援事業所の就労移行率
目標値：平成32年度における就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割
- ④ 就労定着支援事業の職場定着率
目標値：平成32年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割

変更理由

・現状値を加えるなど整理

・国の基本指針に基づき修正

・国の基本指針に基づき修正

・国の基本指針に基づき修正

第3回協議会（3／19） 原案	第2回協議会（12／21）時 素案	変更理由																																																																																																																																																																																																																								
<p>【P37～38】 6 障害児支援の提供体制の整備等 (2) 主な推進方策 【特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備】 <u>ケ 医療的ケア児の家族間の交流の場を設け、意見交換会等を開催し、家族の精神的負担軽減に努めます。</u></p> <p>IV 成果目標達成のための活動指標 【P39～47】 1 指定障害福祉サービス等の見込み 【日中活動系サービス】〔②生活介護事業～⑩短期入所事業（医療型）〕 平成32年度の見込み量としては、利用人数に換算すると、日中活動系サービス全体で <u>12,622人</u> となり、平成29年度の <u>10,427人</u> の約1.2倍の伸びを見込みます。</p> <p>⑥ 就労継続支援（A型）事業 (単位:人日)</p> <table border="1" data-bbox="222 787 1222 1165"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>29年度 (見込み)</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> <th>H29→H32 の増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>青森</td><td>7,929</td><td>9,449</td><td>11,258</td><td>13,409</td><td>69.1%</td></tr> <tr><td>津軽</td><td><u>5,994</u></td><td><u>6,271</u></td><td><u>6,591</u></td><td><u>6,910</u></td><td><u>15.3%</u></td></tr> <tr><td>八戸</td><td>4,955</td><td>5,398</td><td>5,863</td><td>6,307</td><td>27.3%</td></tr> <tr><td>西北五</td><td>3,727</td><td>3,888</td><td>4,052</td><td>4,195</td><td>12.6%</td></tr> <tr><td>下北</td><td>612</td><td>700</td><td>700</td><td>744</td><td>21.6%</td></tr> <tr><td>上十三</td><td>1,323</td><td>1,473</td><td>1,573</td><td>1,613</td><td>21.9%</td></tr> <tr><td>計</td><td><u>24,540</u></td><td><u>27,179</u></td><td><u>30,037</u></td><td><u>33,178</u></td><td><u>35.2%</u></td></tr> <tr><td>人数置換</td><td><u>1,363人</u></td><td><u>1,510人</u></td><td><u>1,669人</u></td><td><u>1,843人</u></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 人数は1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定</p> <p>⑦ 就労継続支援（B型）事業 (単位:人日)</p> <table border="1" data-bbox="222 1270 1222 1648"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>29年度 (見込み)</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> <th>H29→H32 の増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>青森</td><td>12,673</td><td>14,656</td><td>16,870</td><td>19,436</td><td>53.4%</td></tr> <tr><td>津軽</td><td><u>11,479</u></td><td><u>11,786</u></td><td><u>12,110</u></td><td><u>12,413</u></td><td><u>8.1%</u></td></tr> <tr><td>八戸</td><td>18,785</td><td>20,546</td><td>21,857</td><td>23,013</td><td>22.5%</td></tr> <tr><td>西北五</td><td>7,688</td><td>7,952</td><td>8,052</td><td>8,137</td><td>5.8%</td></tr> <tr><td>下北</td><td>4,156</td><td>4,304</td><td>4,414</td><td>4,574</td><td>10.1%</td></tr> <tr><td>上十三</td><td>11,243</td><td>11,908</td><td>12,356</td><td>12,805</td><td>13.9%</td></tr> <tr><td>計</td><td><u>66,024</u></td><td><u>71,152</u></td><td><u>75,659</u></td><td><u>80,378</u></td><td><u>21.7%</u></td></tr> <tr><td>人数置換</td><td><u>3,668人</u></td><td><u>3,953人</u></td><td><u>4,203人</u></td><td><u>4,465人</u></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 人数は1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定</p>	圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率	青森	7,929	9,449	11,258	13,409	69.1%	津軽	<u>5,994</u>	<u>6,271</u>	<u>6,591</u>	<u>6,910</u>	<u>15.3%</u>	八戸	4,955	5,398	5,863	6,307	27.3%	西北五	3,727	3,888	4,052	4,195	12.6%	下北	612	700	700	744	21.6%	上十三	1,323	1,473	1,573	1,613	21.9%	計	<u>24,540</u>	<u>27,179</u>	<u>30,037</u>	<u>33,178</u>	<u>35.2%</u>	人数置換	<u>1,363人</u>	<u>1,510人</u>	<u>1,669人</u>	<u>1,843人</u>		圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率	青森	12,673	14,656	16,870	19,436	53.4%	津軽	<u>11,479</u>	<u>11,786</u>	<u>12,110</u>	<u>12,413</u>	<u>8.1%</u>	八戸	18,785	20,546	21,857	23,013	22.5%	西北五	7,688	7,952	8,052	8,137	5.8%	下北	4,156	4,304	4,414	4,574	10.1%	上十三	11,243	11,908	12,356	12,805	13.9%	計	<u>66,024</u>	<u>71,152</u>	<u>75,659</u>	<u>80,378</u>	<u>21.7%</u>	人数置換	<u>3,668人</u>	<u>3,953人</u>	<u>4,203人</u>	<u>4,465人</u>		<p>【P37～38】 6 障害児支援の提供体制の整備等 (2) 主な推進方策 【特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備】 (追加)</p> <p>IV 成果目標達成のための活動指標 【P39～47】 1 指定障害福祉サービス等の見込み 【日中活動系サービス】〔②生活介護事業～⑩短期入所事業（医療型）〕 平成32年度の見込み量としては、利用人数に換算すると、日中活動系サービス全体で <u>12,637人</u> となり、平成29年度の <u>10,409人</u> の約1.2倍の伸びを見込みます。</p> <p>⑥ 就労継続支援（A型）事業 (単位:人日)</p> <table border="1" data-bbox="1314 787 2315 1165"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>29年度 (見込み)</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> <th>H29→H32 の増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>青森</td><td>7,929</td><td>9,449</td><td>11,258</td><td>13,409</td><td>69.1%</td></tr> <tr><td>津軽</td><td><u>5,834</u></td><td><u>6,249</u></td><td><u>6,706</u></td><td><u>7,163</u></td><td><u>22.8%</u></td></tr> <tr><td>八戸</td><td>4,955</td><td>5,398</td><td>5,863</td><td>6,307</td><td>27.3%</td></tr> <tr><td>西北五</td><td>3,727</td><td>3,888</td><td>4,052</td><td>4,195</td><td>12.6%</td></tr> <tr><td>下北</td><td>612</td><td>700</td><td>700</td><td>744</td><td>21.6%</td></tr> <tr><td>上十三</td><td>1,323</td><td>1,473</td><td>1,573</td><td>1,613</td><td>21.9%</td></tr> <tr><td>計</td><td><u>24,380</u></td><td><u>27,157</u></td><td><u>30,152</u></td><td><u>33,431</u></td><td><u>37.1%</u></td></tr> <tr><td>人数置換</td><td><u>1,354人</u></td><td><u>1,509人</u></td><td><u>1,675人</u></td><td><u>1,857人</u></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 人数は1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定</p> <p>⑦ 就労継続支援（B型）事業 (単位:人日)</p> <table border="1" data-bbox="1314 1270 2315 1648"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>29年度 (見込み)</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> <th>H29→H32 の増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>青森</td><td>12,673</td><td>14,656</td><td>16,870</td><td>19,436</td><td>53.4%</td></tr> <tr><td>津軽</td><td><u>11,310</u></td><td><u>11,737</u></td><td><u>12,181</u></td><td><u>12,604</u></td><td><u>11.4%</u></td></tr> <tr><td>八戸</td><td>18,785</td><td>20,546</td><td>21,857</td><td>23,013</td><td>22.5%</td></tr> <tr><td>西北五</td><td>7,688</td><td>7,952</td><td>8,052</td><td>8,137</td><td>5.8%</td></tr> <tr><td>下北</td><td>4,156</td><td>4,304</td><td>4,414</td><td>4,574</td><td>10.1%</td></tr> <tr><td>上十三</td><td>11,243</td><td>11,908</td><td>12,356</td><td>12,805</td><td>13.9%</td></tr> <tr><td>計</td><td><u>65,855</u></td><td><u>71,103</u></td><td><u>75,730</u></td><td><u>80,569</u></td><td><u>22.3%</u></td></tr> <tr><td>人数置換</td><td><u>3,659人</u></td><td><u>3,950人</u></td><td><u>4,207人</u></td><td><u>4,476人</u></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 人数は1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定</p>	圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率	青森	7,929	9,449	11,258	13,409	69.1%	津軽	<u>5,834</u>	<u>6,249</u>	<u>6,706</u>	<u>7,163</u>	<u>22.8%</u>	八戸	4,955	5,398	5,863	6,307	27.3%	西北五	3,727	3,888	4,052	4,195	12.6%	下北	612	700	700	744	21.6%	上十三	1,323	1,473	1,573	1,613	21.9%	計	<u>24,380</u>	<u>27,157</u>	<u>30,152</u>	<u>33,431</u>	<u>37.1%</u>	人数置換	<u>1,354人</u>	<u>1,509人</u>	<u>1,675人</u>	<u>1,857人</u>		圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率	青森	12,673	14,656	16,870	19,436	53.4%	津軽	<u>11,310</u>	<u>11,737</u>	<u>12,181</u>	<u>12,604</u>	<u>11.4%</u>	八戸	18,785	20,546	21,857	23,013	22.5%	西北五	7,688	7,952	8,052	8,137	5.8%	下北	4,156	4,304	4,414	4,574	10.1%	上十三	11,243	11,908	12,356	12,805	13.9%	計	<u>65,855</u>	<u>71,103</u>	<u>75,730</u>	<u>80,569</u>	<u>22.3%</u>	人数置換	<u>3,659人</u>	<u>3,950人</u>	<u>4,207人</u>	<u>4,476人</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度実施事業を踏まえ追加 ・市町村の見込み見直しに伴う修正 ・市町村の見込み見直しに伴う修正 ・市町村の見込み見直しに伴う修正
圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率																																																																																																																																																																																																																					
青森	7,929	9,449	11,258	13,409	69.1%																																																																																																																																																																																																																					
津軽	<u>5,994</u>	<u>6,271</u>	<u>6,591</u>	<u>6,910</u>	<u>15.3%</u>																																																																																																																																																																																																																					
八戸	4,955	5,398	5,863	6,307	27.3%																																																																																																																																																																																																																					
西北五	3,727	3,888	4,052	4,195	12.6%																																																																																																																																																																																																																					
下北	612	700	700	744	21.6%																																																																																																																																																																																																																					
上十三	1,323	1,473	1,573	1,613	21.9%																																																																																																																																																																																																																					
計	<u>24,540</u>	<u>27,179</u>	<u>30,037</u>	<u>33,178</u>	<u>35.2%</u>																																																																																																																																																																																																																					
人数置換	<u>1,363人</u>	<u>1,510人</u>	<u>1,669人</u>	<u>1,843人</u>																																																																																																																																																																																																																						
圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率																																																																																																																																																																																																																					
青森	12,673	14,656	16,870	19,436	53.4%																																																																																																																																																																																																																					
津軽	<u>11,479</u>	<u>11,786</u>	<u>12,110</u>	<u>12,413</u>	<u>8.1%</u>																																																																																																																																																																																																																					
八戸	18,785	20,546	21,857	23,013	22.5%																																																																																																																																																																																																																					
西北五	7,688	7,952	8,052	8,137	5.8%																																																																																																																																																																																																																					
下北	4,156	4,304	4,414	4,574	10.1%																																																																																																																																																																																																																					
上十三	11,243	11,908	12,356	12,805	13.9%																																																																																																																																																																																																																					
計	<u>66,024</u>	<u>71,152</u>	<u>75,659</u>	<u>80,378</u>	<u>21.7%</u>																																																																																																																																																																																																																					
人数置換	<u>3,668人</u>	<u>3,953人</u>	<u>4,203人</u>	<u>4,465人</u>																																																																																																																																																																																																																						
圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率																																																																																																																																																																																																																					
青森	7,929	9,449	11,258	13,409	69.1%																																																																																																																																																																																																																					
津軽	<u>5,834</u>	<u>6,249</u>	<u>6,706</u>	<u>7,163</u>	<u>22.8%</u>																																																																																																																																																																																																																					
八戸	4,955	5,398	5,863	6,307	27.3%																																																																																																																																																																																																																					
西北五	3,727	3,888	4,052	4,195	12.6%																																																																																																																																																																																																																					
下北	612	700	700	744	21.6%																																																																																																																																																																																																																					
上十三	1,323	1,473	1,573	1,613	21.9%																																																																																																																																																																																																																					
計	<u>24,380</u>	<u>27,157</u>	<u>30,152</u>	<u>33,431</u>	<u>37.1%</u>																																																																																																																																																																																																																					
人数置換	<u>1,354人</u>	<u>1,509人</u>	<u>1,675人</u>	<u>1,857人</u>																																																																																																																																																																																																																						
圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率																																																																																																																																																																																																																					
青森	12,673	14,656	16,870	19,436	53.4%																																																																																																																																																																																																																					
津軽	<u>11,310</u>	<u>11,737</u>	<u>12,181</u>	<u>12,604</u>	<u>11.4%</u>																																																																																																																																																																																																																					
八戸	18,785	20,546	21,857	23,013	22.5%																																																																																																																																																																																																																					
西北五	7,688	7,952	8,052	8,137	5.8%																																																																																																																																																																																																																					
下北	4,156	4,304	4,414	4,574	10.1%																																																																																																																																																																																																																					
上十三	11,243	11,908	12,356	12,805	13.9%																																																																																																																																																																																																																					
計	<u>65,855</u>	<u>71,103</u>	<u>75,730</u>	<u>80,569</u>	<u>22.3%</u>																																																																																																																																																																																																																					
人数置換	<u>3,659人</u>	<u>3,950人</u>	<u>4,207人</u>	<u>4,476人</u>																																																																																																																																																																																																																						

第3回協議会（3／19） 原案						第2回協議会（12／21）時 素案						変更理由
⑧ 就労定着支援 (単位:人)						⑧ 就労定着支援 (単位:人)						・市町村の見込み見直しに伴う修正
圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率	圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率	
青森	-	26	29	32	皆増	青森	-	26	29	32	皆増	
津軽	-	36	39	42	皆増	津軽	-	43	43	44	皆増	
八戸	-	32	40	48	皆増	八戸	-	32	40	48	皆増	
西北五	-	9	14	17	皆増	西北五	-	9	14	17	皆増	
下北	-	1	5	5	皆増	下北	-	1	5	5	皆増	
上十三	-	31	33	33	皆増	上十三	-	31	33	33	皆増	
計	-	135	160	177	皆増	計	-	142	164	179	皆増	
※ 平成30年4月1日から新たに創設される障害福祉サービス						※ 平成30年4月1日から新たに創設される障害福祉サービス						・国の基本指針に基づき修正
～ (途中 文略) ～						～ (途中 文略) ～						
【居住系サービス】〔(12)自立生活援助～(14)施設入所支援事業〕						【居住系サービス】〔(12)自立生活援助～(14)施設入所支援事業〕						・市町村の見込み見直しに伴う修正
居住系サービスについては、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進することから、自立生活援助事業及び共同生活援助事業の増加、施設入所支援事業の減少を見込みます。						居住系サービスについては、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進することから、自立生活援助事業及び共同生活援助事業の増加、施設入所支援事業の減少を見込みます。						
施設入所支援事業の平成32年度の見込量は、成果目標である福祉施設からの地域移行の推進の観点から、平成28年度末の入所者数を2%以上削減した2,470人としています。						施設入所支援事業の平成32年度の見込量は、成果目標である福祉施設からの地域移行の推進の観点から、平成28年度末の入所者数を2%削減した2,470人としています。						
～ (途中 文略) ～						～ (途中 文略) ～						
⑪ 保育所等訪問支援事業 (単位:人日)						⑪ 保育所等訪問支援事業 (単位:人日)						
圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率	圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率	
青森	7	14	17	20	185.7%	青森	7	14	17	20	185.7%	
津軽	10	24	24	24	140.0%	津軽	10	24	24	24	140.0%	
八戸	6	25	25	35	483.3%	八戸	6	25	25	35	483.3%	
西北五	1	21	21	29	2,800.0%	西北五	1	21	21	29	2,800.0%	
下北	0	17	17	21	皆増	下北	0	17	17	21	皆増	
上十三	25	41	47	64	156.0%	上十三	25	41	47	52	108.0%	
計	49	142	151	193	293.9%	計	49	142	151	181	269.4%	
人数置換	25人	71人	76人	97人		人数置換	25人	71人	76人	91人		
※ 人数は1人当たり2日（1か月の平均的な利用日数）で算定						※ 人数は1人当たり2日（1か月の平均的な利用日数）で算定						

第3回協議会（3／19） 原案						第2回協議会（12／21）時 素案						変更理由
② 居宅訪問型児童発達支援事業 (単位:人日)						② 居宅訪問型児童発達支援事業 (単位:人日)						<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の見込み見直しに伴う修正 ・成果目標である「福祉施設から一般就労への移行する者を平成28年度実績の1.5倍以上」を踏まえ設定 ・成果目標である「福祉施設から一般就労への移行する者を平成28年度実績の1.5倍以上」を踏まえ設定 ・成果目標である「福祉施設から一般就労への移行する者を平成28年度実績の1.5倍以上」や、本県の障害者の就職状況（就職率約6割）を踏まえ設定 ・各事業所の見込額を踏まえ設定
圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率	圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率	
青森	-	29	29	29	皆増	青森	-	29	29	29	皆増	
津軽	-	76	76	76	皆増	津軽	-	76	76	76	皆増	
八戸	-	54	68	78	皆増	八戸	-	54	68	78	皆増	
西北五	-	5	13	13	皆増	西北五	-	5	13	13	皆増	
下北	-	5	5	10	皆増	下北	-	5	5	10	皆増	
上十三	-	22	22	34	皆増	上十三	-	22	22	22	皆増	
計	-	191	213	240	皆増	計	-	191	213	228	皆増	
人数置換	-	32人	36人	40人		人数置換	-	32人	36人	38人		
※ 人数は1人当たり6日（1か月の平均的な利用日数）で算定						※ 人数は1人当たり6日（1か月の平均的な利用日数）で算定						
※ 平成30年4月1日から新たに創設される障害児支援サービス						※ 平成30年4月1日から新たに創設される障害児支援サービス						
【P48】						【P48】						
3 福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援事業の工賃						3 福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援事業の工賃						
(1) 福祉施設から一般就労への移行推進に係る指標						(1) 福祉施設から一般就労への移行推進に係る指標						
③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導						③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導						
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 (人)		28年度	32年度			福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 (人)		28年度	32年度			
		133	200					調査中	調査中			
④ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導						④ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導						
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数(人)		28年度	32年度			福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数(人)		28年度	32年度			
		104	156					調査中	調査中			
⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援						⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援						
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数(人)		28年度	32年度			福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数(人)		28年度	32年度			
		79	120					調査中	調査中			
(2) 就労継続支援(B型)事業所における目標工賃						(2) 就労継続支援(B型)事業所における目標工賃						
県内の就労継続支援(B型)事業における平均工賃は着実に向上しています。県では事業所を対象とした工賃に係る調査結果に基づき、次のとおり県内事業所の平均工賃の向上を目指します。						県内の就労継続支援(B型)事業における平均工賃は着実に向上しています。県では事業所を対象とした工賃に係る調査結果に基づき、次のとおり県内事業所の平均工賃の向上を目指します。						
(上段:月額・下段:時間単価)						(上段:月額・下段:時間単価)						
就労継続支援(B型)事業の工賃		28年度	32年度			就労継続支援(B型)事業の工賃		28年度	32年度			
		13,369円 (160.2円)	15,001円 (176.2円)					13,369円 (160.2円)	調査中 円 (調査中 円)			
※ 平成32年度の目標工賃は、各事業所の見込額の積み上げによるもので、今後各事業所の経営状況に伴い見直しすることがあります。						※ 平成32年度の目標工賃は、各事業所の見込額の積み上げによるもので、今後各事業所の経営状況に伴い見直しすることがあります。						

第3回協議会（3/19） 原案	第2回協議会（12/21）時 素案	変更理由																																																																												
<p>V 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の育成【P52～54】</p> <p>3 サービス提供に係る人材の養成及び資質向上</p> <p>② 相談支援従事者養成研修事業 相談支援事業を円滑に実施するため、相談支援事業従事者に対して実施する研修を実施します。市町村の相談支援担当者及び指定相談支援事業所等で相談支援事業に従事する者等を対象とします。</p> <table border="1" data-bbox="201 478 1320 1029"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th></th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">相談支援従事者初任者 研修事業</td> <td>実施箇所数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>受講者数 (累計)</td> <td>1,553</td> <td>1,654</td> <td>1,778</td> <td>1,878</td> <td>1,978</td> <td>2,078</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">相談支援従事者現任研 修事業</td> <td>実施箇所数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>68</td> <td>79</td> <td>84</td> <td>85</td> <td>85</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">相談支援従事者専門コ ース別研修事業</td> <td>実施箇所数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>51</td> <td>27</td> <td>37</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	相談支援従事者初任者 研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	受講者数 (累計)	1,553	1,654	1,778	1,878	1,978	2,078	相談支援従事者現任研 修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	受講者数	68	79	84	85	85	85	相談支援従事者専門コ ース別研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	受講者数	51	27	37	50	50	50	<p>V 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の育成【P52～54】</p> <p>3 サービス提供に係る人材の養成及び資質向上</p> <p>② 相談支援従事者養成研修事業 相談支援事業を円滑に実施するため、相談支援事業従事者に対して実施する研修を実施します。市町村の相談支援担当者及び指定相談支援事業所等で相談支援事業に従事する者等を対象とします。</p> <table border="1" data-bbox="1403 478 2522 709"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th></th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">相談支援従事者養成研 修事業</td> <td>実施箇所数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>受講者数 (累計)</td> <td>1,553</td> <td>1,654</td> <td>1,778</td> <td>1,878</td> <td>1,978</td> <td>2,078</td> </tr> </tbody> </table>	事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	相談支援従事者養成研 修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	受講者数 (累計)	1,553	1,654	1,778	1,878	1,978	2,078	<p>・事業内容を踏まえ整理</p>
事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																																																																							
相談支援従事者初任者 研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1																																																																							
	受講者数 (累計)	1,553	1,654	1,778	1,878	1,978	2,078																																																																							
相談支援従事者現任研 修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1																																																																							
	受講者数	68	79	84	85	85	85																																																																							
相談支援従事者専門コ ース別研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1																																																																							
	受講者数	51	27	37	50	50	50																																																																							
事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																																																																							
相談支援従事者養成研 修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1																																																																							
	受講者数 (累計)	1,553	1,654	1,778	1,878	1,978	2,078																																																																							
<p>VI 地域生活支援事業等【P58～67】</p> <p>2 県が実施する地域生活支援事業等</p> <p>(9) 地域生活支援促進事業</p> <p>① 発達障害支援体制整備事業 発達障害児（者）に対して、県発達障害者支援センターを中心として乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="201 1375 1320 1537"> <thead> <tr> <th>発達障害支援体制 整備事業</th> <th></th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>研修会等 実施回数</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	発達障害支援体制 整備事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)		研修会等 実施回数	15	13	12	12	12	12	<p>VI 地域生活支援事業等【P58～67】</p> <p>2 県が実施する地域生活支援事業等</p> <p>(9) 地域生活支援促進事業</p> <p>① 発達障害支援体制整備事業 発達障害児（者）に対して、県発達障害者支援センターを中心として乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1403 1375 2522 1537"> <thead> <tr> <th>発達障害支援体制 整備事業</th> <th></th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>相談支援件数</td> <td>1,092</td> <td>595</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	発達障害支援体制 整備事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)		相談支援件数	1,092	595	600	600	600	600	<p>・事業内容を踏まえ整理</p>																																												
発達障害支援体制 整備事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																																																																							
	研修会等 実施回数	15	13	12	12	12	12																																																																							
発達障害支援体制 整備事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																																																																							
	相談支援件数	1,092	595	600	600	600	600																																																																							

第3回協議会（3／19） 原案	第2回協議会（12／21）時 素案	変更理由
<p>Ⅶ 教育行政・雇用行政等における障害者の就労に向けた取組【P69】</p> <p>3 農業行政における支援（平成30年度実施事業）</p> <p>○ 農福連携の推進体制強化事業【重点】 <u>農業分野における障害者就労の拡大と持続に向け、求人・求職情報を共有する仕組みづくりと、障害者の働きやすい環境づくりを推進します。</u> <u>具体的には、農業側の求人と福祉側の求職の情報共有体制を構築します。そのために農業者が求人する時期別・難易度別作業等の情報と福祉事業所の取組意向や就労可能な障害者の情報の収集とデータベース化を行います。</u> <u>また、障害者の就労環境の向上を図るため、レベルアップ研修会や現地検討会を開催し農業者の障害者に対する接遇能力等の向上と福祉事業所職員の農作業知識等の向上に取り組めます。加えて、県民へ農業と福祉の理解の醸成に向け農福連携促進セミナー等を開催します。</u></p> <p>4 福祉行政における支援（平成30年度実施事業）</p> <p>教育・就労等の関係機関との連携を促進させ、事業者が実施する一般就労に向けた取組とあいまって、1人でも多くの利用者について一般就労に結びつくよう、また、一般就労に伴う日常生活、社会生活上の必要な支援を実施することで、障害者の一般就労後の職業生活における自立を図るための環境を整えます。</p> <p>また、障害者就労継続支援（B型）事業所における工賃の向上を図るための取組を行い、障害者が住み慣れた地域で自立して生活できる社会の実現を図ります。</p> <p>○ 障害者就労施設工賃向上支援事業【重点】 <u>就労継続支援（B型）事業所の工賃向上を支援するため、市町村を巻き込んだ取組の展開として、関係者による協議会を県内6圏域ごとに設置し、就労継続支援（B型）事業所の物品や役務の発注に対する意見交換を行い、効率的な販売促進を目指します。</u> <u>また、低工賃の事業所に対して実地による指導を行い、課題の把握、工賃向上のための計画作成を支援します。</u></p>	<p>Ⅶ 教育行政・雇用行政等における障害者の就労に向けた取組【P69】</p> <p>3 農業行政における支援（平成30年度実施事業）</p> <p>○ 農福連携の推進体制強化事業【重点】 <u>農業分野での障害者就労の拡大・持続のため、農林水産部と健康福祉部が連携し、求人・求職情報を共有する就労支援窓口をJAに設置するなど、民間による自立したマッチング体制を構築します。</u></p> <p>4 福祉行政における支援（平成30年度実施事業）</p> <p>教育・就労等の関係機関との連携を促進させ、事業者が実施する一般就労に向けた取組とあいまって、1人でも多くの利用者について一般就労に結びつくよう、また、一般就労に伴う日常生活、社会生活上の必要な支援を実施することで、障害者の一般就労後の職業生活における自立を図るための環境を整えます。</p> <p>また、障害者就労継続支援（B型）事業所における工賃の向上を図るための取組を行い、障害者が住み慣れた地域で自立して生活できる社会の実現を図ります。</p> <p>○ 障害者就労施設工賃向上支援事業【重点】 <u>障害者就労継続支援（B型）事業所の工賃向上を進めるため、市町村等関係者による協議会を県内6圏域毎に設置し、意見交換を行い、効率的な販売促進を目指します。</u> <u>また、低工賃の事業所に対して実地による指導を行い、課題の把握、意識の醸成を図ります。</u></p>	<p>・平成30年度実施事業を踏まえ修正</p> <p>・平成30年度実施事業を踏まえ修正</p>